

特名随意契約の理由書

1 案件番号 K3-15

2 案件名 宝塚市広報支援業務委託

3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内

4 契約期間 令和6年(2024年)9月2日
～ 令和7年(2025年)3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区江戸町100番601

社名： なりわいカンパニー株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務を委託するにあたり公募型プロポーザルを実施したところ、2者から提案があった。提案者から提出された企画提案書類やプレゼンテーションを基に、プロポーザル審査会において厳正な審査を行った結果、当該事業者が本業務委託の優先交渉権を得た。

当該事業者の提案内容等が、本業務委託の目的達成に資するものと判断したため、当該事業者を委託先として指定する。

7 問合わせ先

課名：広報課 内線：2033

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 1 4
- 2 案件名 軽自動車 OSS・JNKS 二輪車等対応に伴うシステム改修
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 7 年（2025年） 3 月 31 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社 日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当市の基幹税務システムは、株式会社日立システムズが開発元であり、軽自動車 OSS・JNKS の二輪車等対応に伴うシステム改修作業を行えるのは上記業者以外にありません。
よって、上記の契約相手を指定し契約を行うこととします。
- 7 問い合わせ先
課名：企画経営部市税収納課 内線：2432

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 1 4
- 2 案件名 令和 6 年度住民票への振り仮名表記に関するシステム改修等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本委託は、本市で稼働中の住基システム及び関連システム等に対する改修であり、同ソフトウェアの著作権を保有しているのは上記相手方のみであることから、随意契約を締結するものである。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線： 2 4 7 0

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 医療委-14
- 2 案件名 後期高齢者医療システム標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 8 年（2026 年）3 月 16 日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番地 3 2 号 ダイビル本館
社名： 日本電子計算株式会社 大阪支店
- 6 指定理由
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

（指定理由）

令和 3 年（2021 年）5 月 12 日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和 7 年度（2025 年度）末までに、ガバメントクラウド等に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行することとなった。

令和 5 年度に本市が実施した R F I において標準化対象業務に関する R F P への参加可否を確認したところ、現行システム事業者以外からの参加表明が得られない現状にあるため、事業者の切替は非常に困難である。

これらを踏まえ、現行システム事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

- 7 問合わせ先
課名：医療助成課 内線：2660

特名随意契約の理由書

1 案件番号 K 4 - 1 8 7

2 案件名 共通基盤システムパソコン更新対応業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 契約日 ～
令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 3 1 日

5 契約相手方

住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地

社名 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

（指定理由）

業務用端末の更新に伴い、共通基盤システム側に対応作業が発生します。

当該作業は共通基盤システムの構築事業者かつシステムの著作権を有している日本電気株式会社しか実施できません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7 問合わせ先

課名：情報政策課 内線：4 7 0 4

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 8 8
- 2 案件名 中間サーバーコネクタ Windows11 対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
 住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
 社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
 （根拠）
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

（指定理由）

当該契約で作業を行う中間サーバーコネクタについては、上記契約相手方が保守運用をおこなっているシステムであるため、他の事業者による作業ができません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

- 7 問合わせ先
 課名：情報政策課 内線： 4 7 0 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委 R6-10
- 2 案件名 歯科診療所用カルテシステム機器保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目地内
- 4 契約期間 令和 7 年（2025 年）3 月 1 日 から
令和 12 年（2030 年）2 月 28 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東成区中道 1-10-26 サクラ森ノ宮ビル 5F
社名： メディア株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由) 歯科診療所の電子カルテシステムは特殊な機器のため、保守点検の効率的な作業や臨機の措置を円滑に実施できるのは、メーカーである上記契約相手方のみであるため。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号
- 2 案件名 令和6年度予防接種事業用医薬材料（プレベナー20）単価契約
- 3 案件場所 宝塚市予防接種実施医療機関
- 4 契約期間 令和6年（2024年）9月20日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方
- | | |
|-----------|--------------------|
| （株）ケーエスケー | 兵庫県尼崎市西昆陽2-15-4 |
| （株）メディセオ | 東京都中央区京橋3丁目1番1号 |
| 東邦薬品（株） | 兵庫県西宮市東鳴尾浜町1丁目6-20 |
| アルフレッサ（株） | 兵庫県伊丹市野間北3丁目12番31号 |
| （株）スズケン | 兵庫県伊丹市高台1丁目4番地 |
- 6 指定理由
- （根拠） 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当
- （指定理由） 定期予防接種で使用するワクチンは、ワクチンの総必要本数を確保することや、その供給について、感染症の流行状況や検定不合格など不確実な要素を抱えており、1者との契約では、万が一の場合に供給不足となるリスクが高まるおそれがあります。以上のことから、ワクチンを安定的に確保し、各医療機関に遅滞なく流通されるためには、1者のみではなく複数業者との契約が必要です。
- 医試薬品の取扱を第1希望とする者のうち、購入予定の予防接種ワクチンメーカーを主たる仕入先としている5者を契約相手として指定します。
7. 問合わせ先 課名：健康推進課 内線：2868

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 公金収納済通知書 OCR 等処理業務委託
- 2 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 3 契約期間 契約の日から～ 令和7年(2025年)9月30日

4 契約相手方

住所：大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
社名：株式会社池田泉州銀行

5 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

本業務は、収納済通知書进行处理し、各収納課及び会計課が閲覧可能な画像データと消込データを作成するとともに、オンラインによるデータ修正を可能とするものです。

次のような理由により株式会社池田泉州銀行との随意契約を締結します。

- 1、公金に係る証拠書類の整理と、データ化を行うものであり、内容判断についての専門性や迅速性、書類の受け渡しについての安全性、確実性、機密の保持及び事故等のリスクへの対応といった観点から、市の公金を取り扱う指定金融機関以外では実施が困難であること。
- 2、本市の財務会計システム及び税・料等の収納システムに対応しているものであり、新規のカスタマイズ費用が不要であること。
- 3、各収納課においてシステムの標準化が進められており、本契約から提供される消込データを用いて、収納消込を行うことを前提にシステム開発が進められているため。

6. 問い合わせ先

課名：会計課 内線：2503

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 救急救命士気管挿管実習委託契約

3 案件場所 宝塚市小浜4丁目5番1号

4 契約期間 令和 6年(2024年) 10月 1日 ~
令和 7年(2025年) 3月31日

5 契約相手方 宝塚市立病院
住所 宝塚市小浜4丁目5番1号

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

救急救命士気管挿管実習は、厚生労働省が定める実施要領に基づく実習で、実習対象者は阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会の推薦を受け、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会が選定した医療機関において行わなければならないため。

7. 問合わせ先

課名：救急課 内線：2403

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委—431
- 2 案件名 パソコン更新に伴う学事システム対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和7年（2025年）2月28日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST
社名： 富士通 Japan 株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

現行の就学事務システムは、富士通 Japan 株式会社が保守し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム保守で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であることから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。

7 問合わせ先

課名： 学事課

内線： 2202

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-348
- 2 案件名 市立安倉北小学校外 エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 安倉北5丁目外 地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年)10月1日 ～ 令和11年(2029年)9月30日
(ただし、安倉小学校と末成小学校は令和7年(2025年)12月31日まで)
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区天満橋1丁目8番30号
社名：三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
安倉北小学校を含む17校1園には、三菱製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。
エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。
このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、メーカー系列の保守会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社を指定します。
7. 問い合わせ先
課名： 施設課 内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-349
- 2 案件名 市立宝塚第一小学校外 エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市野上 1 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)10 月 1 日 ～ 令和 11 年(2029 年)9 月 30 日
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区加納町 4 - 2 - 1
社名：東芝エレベータ株式会社 兵庫支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

宝塚第一小学校を含む 6 校には、東芝製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。

エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。

このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、製造メーカーである東芝エレベータ(株)を指定します。

7. 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-350
- 2 案件名 市立小浜小学校外 エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 小浜 4 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)10 月 1 日 ～ 令和 11 年(2029 年)9 月 30 日
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区梅田 1 - 1 3 - 1
社名：フジテック (株)

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

小浜小学校を含む 5 校には、フジテック (株) 製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。

エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。

このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、製造メーカーであるフジテック(株)を指定します。

7. 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-351
- 2 案件名 市立宝塚小学校外 エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 川面 1 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)10 月 1 日 ～ 令和 11 年(2029 年)9 月 30 日
(ただし、長尾小学校(北棟)は令和 6 年(2024 年)12 月 31 日まで)
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号
社名：株式会社日立ビルシステム 関西支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

宝塚小学校を含む 10 校には、日立製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。

エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。

このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、メーカー系列の保守会社である株式会社日立ビルシステムを指定します。

7. 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-352
- 2 案件名 市立西山小学校 エレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市野上 6 丁目 地内
- 4 契約期間 令和 6 年(2024 年)10 月 1 日 ～ 令和 9 年(2027 年)12 月 31 日
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区京町 78 番地
社名：日本オーチス・エレベータ株式会社 神戸支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

西山小学校には、オーチス製のエレベーターを設置しています。昇降機設備の機器本体は、メーカー毎に、制御、仕様が異なり、独自の機器を製造しています。

エレベーターは、ひとたび事故が起きると大変危険なものであるため、メーカー又はメーカー系列の保守会社に責任をもって一貫して保守させることが適切であると考えます。

このような特殊性により、機器本体に損傷を与えず、緊急時に速やかな対応により修復等の措置を行うことができ、専門技術及び点検調整に熟達している、製造メーカーである日本オーチス・エレベータ(株)神戸支店を指定します。

7. 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委－11
- 2 案件名 市立中央図書館移動図書館車運行管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市立中央図書館 外 宝塚市内一円
- 4 履行期間 令和6年（2024年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで
- 5 契約相手方
住所 兵庫県神戸市中央区相生町4-5-7-3F
社名 株式会社 スペースアイ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)
令和6年8月28日の指名競争入札において、入札に付するも応札者が1者のみであることから入札中止となりました。（1者応札、3者辞退、3者不参加。）
辞退した業者の辞退理由によると、自動車運転業務業界全体の人手不足が原因です。
再度の入札に付すと、また、令和6年10月の履行開始に間に合わない恐れがあることから、入札執行の際、唯一の応札業者であった上記業者と随意契約を締結するものです。
- 7 問い合わせ先
課名：中央図書館 電話 84－6121